

北海道働き方改革推進企業ゴールド認定表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道が「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」に積極的に取り組む企業を段階に応じ、認定する北海道働き方改革推進認定企業の最上位の段階であるゴールドの認定区分に認定されている企業を表彰し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資する。

(表彰の対象)

第2条 本表彰の対象は、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるゴールドの認定区分に認定されている企業で、道内に事業所を置く企業とする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としないものとする。

(表彰の取消し)

第3条 知事は表彰を行った後に表彰を受けた者が、第2条の表彰対象とならない事実が判明したとき、当該表彰を取消することができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、知事が賞状を贈呈して行う。

(庶務)

第5条 本表彰に関する庶務は、経済部労働政策局雇用労政課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年(2023年)10月31日から施行する。